

## 漢代における「黄門」の官をめぐって：黄門侍郎と 宦官小黄門を中心に

富田，健之  
九州大学

<https://doi.org/10.15017/24571>

---

出版情報：九州大学東洋史論集．12，pp.29-49，1978-11-30．九州大学文学部東洋史研究会  
バージョン：  
権利関係：



# 漢代における「黄門」の官をめぐつて

——黄門侍郎と宦官小黄門を中心に——

富 田 健 之

## 目次

はしがき

一 黄門侍郎の基本的性格

二 外戚の黄門侍郎多数就官

三 秘書官としての宦官小黄門

四 黄門北寺獄

むすび

## はしがき

筆者は先に後漢代の尚書・侍中・宦官を取りあげ、三者の機能的側面を相互関連的に考察することを通じて、後漢代における政治構造上の変化の一端を動態的に論じた<sup>①</sup>。そこでは、後漢代に入ると尚書が前漢中期以降有していた皇帝の秘書官的機能、すなわち上奏文の内容の検討及びその皇帝への取りつぎ（その拒絶を含む）といった機能を弱め、他方独自の組織をもつ国政担当機関化の傾向を強めていく

が、そうした尚書の変化と深く関連した形で、後漢中期以降宦官が秘書官的役割を担い大きな政治的「力」をもつに至った。一方侍中は前漢後期以降皇帝の重要な側近官であつたが、後漢末期宦官が誅滅されると、改めて侍中は国策の発議・立案に関する尚書の奏事の検討を行なう「省尚書（奏）事」権を付与されて皇帝の秘書官的地位に就いた、といったことを述べた。

ところで、漢代には「禁中の門」を意味する「黄門」という名称をもつ官名が多く存在する。黄門侍郎、宦官が専ら任じられる小黄門・中黄門・黄門令などがそれである。

これらは禁中であつて皇帝に密接する官である。そのうち黄門侍郎は、後漢末侍中と並んで皇帝の秘書官的機能を付与されるに至り、また小黄門は宦官が大きな政治的「力」をふるつた際、その一翼を担う官として現われてくる。

本稿は、前稿での考察結果をふまえながら、黄門侍郎及び小黄門を始めとする宦官諸官について、それらを政治構

造的な面から考察しようとするものである。具体的には、黄門侍郎がもっていた基本的な性格、及びそれが必然的にもたらした（後漢中期頃における）外戚の黄門侍郎多数就官化の傾向、並びにそうした状況と政治構造的に関連して現われてくる宦官小黄門（及び中常侍）の秘書官的機能といったことを中心に論ずるものであるが、併せて以上の諸問題と関連して後漢後期宦官の権力基盤のひとつとして存在した黄門北寺獄の性格とそこでの役割といったことについて若干の考察を加える。

なお、黄門侍郎は士人の就く官であり、小黄門は宦官の就く官である。士と宦官とは一般的にいうと政治的社会的に異質性をもっている。しかし本稿で論ずる限りでは、ほぼ同じ場において把握できる。

## 一 黄門侍郎の基本的性格

漢代における「黄門」という名称をもった数多くの官のうち、中国官制史上最も重要な意味をもつものは黄門侍郎であろう。周知のように黄門侍郎は、六朝時代散騎常侍とともに「黄散」と称せられ、最も清顕な官とされた。<sup>①</sup>ところで、こうした六朝時代における黄門侍郎の地位の上昇の契機は、漢代の黄門侍郎の中にすでに萌芽的に胚胎していたと考えられる。本節はこうした黄門侍郎の基本的性格を

論ずる。

まず黄門侍郎という官の成立に関してであるが、この点については通典、唐六典あるいは文献通考などに記載がある。そこでは秦に黄門侍郎という官があり、他方給事黄門という職があつたが、それが後漢に入つてひとつになり給事黄門侍郎という官職が成立したという説明がなされている。<sup>②</sup>しかし近年嚴耕望氏が秦漢の郎吏制度に関する詳細な研究を行なわれ、そのなかで黄門侍郎（あるいは尚書侍郎）は、漢代における郎吏制度の展開の過程で、前漢末から後漢初めにかけて成立した官であるという理解を示された。<sup>③</sup>増淵龍夫氏は右の嚴氏の研究にもとづいて秦漢の官僚組織について優れた考察を行なわれたが、<sup>④</sup>その中の黄門侍郎（及び尚書侍郎）の成立に関する部分を要約して述べれば次のようになる。前漢代、黄門郎あるいは黄門侍郎という定まった官職はない。郎中令（後の光禄勳）に統率された郎官（中郎・侍郎・郎中）が宮中の宿衛などを要務とする一方、職掌未分化の状態で宮中の他の官署、例えば黄門署（あるいは尚書署）等に給事したが、このような郎の職をもって黄門に給事するということを「給事黄門」と称し、また職名そのものを「黄門侍郎」と称した。ところが後漢代に入ると、こうした郎の状態が変化し少府に属する黄門侍郎（あるいは尚書侍郎）という官職が生じてくる。

それは漢代における官制の整備という局面を示すものである。

こうした黄門侍郎（、尚書侍郎）の成立に関する嚴氏及び増淵氏の見解は、現在ほとんど定説化しているといえよう。筆者も大筋においてはそうした理解に立っている。しかしそこにはいまだ検討すべき問題が残っている。それは、郎官による給事形態から黄門侍郎がどのような形で出現してきたのか、またそれは尚書侍郎の出現とどのように違うのかという点である。以下それについて論ずる。

郎官の黄門（を始めとする宮中諸署）への給事という事例は、時期的に見た場合、大まかにいつて前漢武帝期以降に集中して現われ、それより前の時期には管見の限りでは一例も存在しない。こうした現象は、漢朝の政治構造的変化を背景として見るべきものと考えられる。ところで、筆者は先に二・三の小論において、前漢武帝期頃にそれまでの皇帝が官僚個々人を私的直接的に掌握しそれを手足として国政全般（司法・行政・軍事）を自ら直接的に掌握するという支配形態から、新たに国家権力による支配形態、つまり官僚機構を組織的機能的に整備強化し、そうした支配機構の頂点に皇帝が立つという形で支配形態が志向されるようになるが、そうした支配形態の変質は前漢中期以降後漢一代を通じて徐々に進んでいく、といった私見を提示

した。<sup>⑧</sup>先の事象もまた右のような皇帝を頂点とする官僚機構の組織的機能的整備強化という支配形態の質的变化の一環をなすものと推測される、ただし、従来郎官が給事形態から尚書侍郎あるいは黄門侍郎になったということについては、嚴氏及び増淵氏に代表されるように一括して官制の整備を示すものと捉えられてきた。しかし尚書侍郎と黄門侍郎とを対比的に取りあげてみると、同じく官僚機構の整備強化の一環をなすといっても、そこには自ら大きく相違する点がある。

まず尚書侍郎の出現を見てみよう。嚴耕望氏の考察されたとところによると、郎官による尚書（署）への給事という形態は前漢武帝期以降現われ、後漢に入ると尚書侍郎という実職として現われてくる。<sup>⑨</sup>一方そうした動きとほぼ時期を同じくして尚書（署）それ自体にも組織的機能的変化が生じてくるのである。尚書は前漢末成帝建始四年（西紀前二九）の改革に見られるように次第に独自の組織としての局面を強くもってきた。そうした傾向は後漢に入ると一層強まり、特にその中期以降組織的機能的に整備強化された恒常的な国政担当機関として機能するようになった。<sup>⑩</sup>ここでは尚書侍郎は尚書令を長官とする独自の組織・機能をもつ尚書の府を構成する重要な官職として位置付けられることになる。（そうした尚書にあつては旧来の皇帝の秘書官

漢代における「黄門」の官をめぐって

的性格は自ら失われる。」

一方、黄門侍郎の出現もまた大勢的に見れば官僚機構の整備強化といった大わくのなかに現われたものではあるけれども、尚書侍郎がいれば官僚機構のなかでその一環として機能するのに対し、黄門侍郎は皇帝がその支配意志を確立し、それを機構に決定的なものとして投入するにあたり、皇帝のその機能發揮を内から助けるものとして機能するという大きな違いがある。さて、文献通考卷五十職官四門下省に、

門下侍郎。秦官有黄門侍郎。漢因之。(中略) 凡禁門黄闔、故號黄門。其官給事於黄闔之内、故曰黄門侍郎。

とある。そこには黄門侍郎の起源を秦官であるとするとする誤まった記述もあるが、しかし右の「凡禁門黄闔」以下の部分は正確に黄門(署)に給事する郎官についてのことを示していると見てよからう。それによると、黄門侍郎の源流をなす郎官の給事が「黄闔之内」、つまり皇帝が起居する禁中においてなされていたのがわかる。その給事の具体的諸相は明らかではないが、それにしてもそこに給事する郎官が皇帝と非常に密接な「私的」関係をもちうる立場にあったのが自と察せられよう。

また、漢書卷七十九馮参伝に、

(馮)参。字叔平。学通尚書。少爲黄門郎、給事中。

宿衛十餘年。

とあり、また同書卷八十一張禹伝に、

(前略)又(張)禹小子未有官。上臨候禹。禹数視其小子。上即禹牀下拜爲黄門郎、給事中。

とあり、また同書卷一百上叙伝に、

(班)稚少爲黄門郎、中常侍。方直自守。

とある。右は時期的には前漢後期元帝及び次の成帝の時のことであるが、これらから禁中に給事した黄門郎(黄門侍郎は屢々黄門郎と簡称される)が、給事中あるいは中常侍といった内朝官を加官される場合のあったのがわかる。こうした内朝官の加官は、皇帝と個人的な親近性をもち、皇帝の顧問応対にあずかりうる能力をもった人物が黄門侍郎に就くべき可能性が大きいのを側面から示唆しているとされよう。それは、黄門侍郎の職分が皇帝の支配を内から支えるものであったことと決して無関係ではなからう。

ところで、漢書卷七十五李尋伝に、

哀帝初即位、召(李)尋待詔黄門。使侍中衛尉傳喜問尋曰、問者水出地動。日月失度、星辰乱行、災異仍重。極言勿有所諱。

とあるが、同伝には哀帝の右の下問に対し李尋が、当時専横の色の濃かった外戚を枢機から遠ざけるべきことを主な内容とした対を行なったのを記し、さらに、

是時哀帝初立、成帝外家王氏未甚抑黜。而帝外家丁・傳新貴。祖母傳太后尤驕恣、欲稱尊号。丞相孔光・大司空師丹執政諫爭。久之、上不得已、遂免光・丹而尊傳太后。語在丹伝。上雖不從尋言、然采其語。每有非常、輒問尋。尋對屢中。

とあり、続いて、

遷黃門侍郎。

とある。先の哀帝と李尋との関係は、李尋が黃門侍郎に遷る前のことであるが、それだけに哀帝の下問についての対が認められ、さらにその後「每有非常、輒問尋。尋對屢中。」とあることによって、つまり諮問に応えうる能力資質をもつのを皇帝に認められることによって、李尋は黃門侍郎に遷りえたといえるであろう。こうした皇帝の諮問に應えるという李尋の本領が、彼が黃門侍郎に遷った後も引き続き發揮されたことは、漢書卷二十七中之下五行志に、

哀帝建平二年（前五）四月乙亥朔。御史大夫朱博為丞相、少府趙玄爲御史大夫。臨延登受策（顔師古曰、延入而登殿也。漢旧儀云、丞相御史大夫初拜、皇帝延登親詔也。）。有大聲如鐘鳴、殿中郎吏陛者皆聞焉。上以問黃門侍郎揚雄・李尋。尋對曰、洪範所謂鼓妖者也。

（中略）宜退丞相・御史、以応天変。然雖不退、不出期年、其人自蒙其咎。

とあることによって窺われる。右に見たことは、李尋という個人の能力資質に負うところが大きいかも知れない。しかしそれにしても黃門侍郎が皇帝と親近性を強くもちつつ顧問應對にあたるという、いわば皇帝の支配を内から支えるものであったのを察せしめるところがある。

ところで、漢書卷九十三董賢伝に、

董賢。字聖卿。雲陽人也。父恭、爲御史。任賢爲太子舍人。哀帝立、賢隨太子官爲郎。二歲餘、賢傳漏在殿下。爲人美麗自喜。哀帝望見、説其儀貌。識而問之。曰、是舍人董賢。因引上與語。拜黃門郎。由是始幸。

とある。董賢は佞幸の臣として哀帝の寵を一身に受け、最後に大司馬衛將軍にまでなった人物である。右は彼が哀帝にその「儀貌」を認められ黃門郎に拜せられることによって初めて佞幸の臣としての第一歩を踏み出した、ということとを伝えている。こうしたことは先の李尋の場合とはややニュアンスを異にするが、やはり黃門侍郎が皇帝との間に非常に強い私的な親近性をもっており、それだけに皇帝がその支配意志を確立するにあたり内からそれを支える形で大きく機能する、といったことを示すものではなからうか。

以上述べたような黃門侍郎の性格・機能は、後漢初めにおいても引き続いて認められる。後漢書列伝第九耿国伝に、

漢代における「黄門」の官をめぐる

爲黄門侍郎。應對左右。帝以爲能。

とあり、また同書列伝第十祭彤伝に、

（祭）彤。字次孫。（中略）光武初、以遵（彤の従兄）

故、拜彤爲黄門侍郎。常在左右。

とある。右の耿国の場合、黄門侍郎に拜された彼は光武帝の左右にあつて顧問應對にあたり光武帝にその能力を認められており、また祭彤の場合も、黄門侍郎となることによってやはり光武帝の左右に侍し（顧問應對にあたつ）ていたのがわかる。右には光武帝と彼ら二人との（個人的）具体的な關係というものははっきりとはでてこないが、黄門侍郎として「應對左右」「常在左右」とあるのから見て、側近官として皇帝の支配意志決定に機能したと考えてよからう。

このように見てくると、武帝期以降における官僚機構の組織的機能的整備強化にあたり、尚書侍郎はいわば機構そのもののなかにあつてそれに作用し、黄門侍郎は右に関する皇帝の支配意志決定を支えるという形で、尚書侍郎とは違つた面で作用したといえよう。

因に、後漢末中平六年（一八九）司隸校尉袁紹らによつて宦官が一挙に誅滅されたが、これは宦官中常侍・小黄門が担つていた秘書官的機能（この点については第三節で述べる）が一時的に停止したのを意味する。（尚書はこの時

期はほぼ純然たる国政担当機関化していた。）こうした事態を受けて（即位した後漢最後の皇帝）献帝が取つた措置は、侍中及び黄門侍郎に改めて秘書官的機能Ⅱ「省尚書（奏）事」機能を付与するということであつた。<sup>12</sup>ここで侍中と並ぶ形で黄門侍郎に「省尚書（奏）事」機能が付与されるに至つた背景には次のようなことがあつたと考えられる。ひとつには、郎官による禁中（皇帝の居所）への給事という形態から出現し、しかも「中に給事し中外を関通す」（後漢書百官志）といった職分をもつていたことに窺われるように、黄門侍郎はもともと秘書官としての性格を内包していたこと。ふたつには、宦官誅滅後の一層混乱した政治状況のなかで、右に見たような黄門侍郎の基本的な性格が献帝の支配力の回復（、強化）を図ろうとする動きに大きく作用したこと。（後者は侍中についても想定できる。）

なお、晋書職官志に、

自魏至晋、散騎常侍・侍郎與侍中・黄門侍郎共平尚書奏事。

と見える。

## 二 外戚の黄門侍郎多数就官

本節は前節で考察したところをふまえながら、後漢代に

において黄門侍郎に特徴的に現われてくる現象、つまり外戚が黄門侍郎に多数就官したという現象について、そうした現象が生じた理由、及び外戚黄門侍郎が担った職分、並びにそうした現象が黄門侍郎それ自体に与えた影響といったことを論ずる。

後漢代における黄門侍郎への外戚の多数就官の傾向は、時期的には三代皇帝章帝の頃に現われ始め、竇太后の臨朝を受けて十歳の幼年をもって即位した次の和帝の頃から顕著なものとなってくる。ただし外戚の黄門侍郎への就官といった事例そのものはすでに光武帝の時に見られる。後漢書列伝第二十二陰興伝に、

(陰) 興。字君陵。光烈皇后母弟也。爲人有膂力。建武二年(二六)、爲黄門侍郎、守期門僕射、典將武騎。從征伐、平定郡國。興每從出入、常操持小蓋、障翳風雨、躬履塗泥。率先期門。光武所幸之處、輒先入清宮。甚見親信。

とある。陰興は光武陰皇后の叔父であるが、右では彼が黄門侍郎となつて常に光武帝と行動をともし、心から帝に勤仕したため非常に「親信」されたことが示されている。なお右には陰興が黄門侍郎として期門僕射を守したとあるが、右の彼の行動は(宮中の宿衛に任ずる)期門僕射としてではなく、あくまで黄門侍郎としてであつたと見るべき

である。ただし、光武帝は前代の弊に鑑み極力外戚が官界に進出することを抑えている<sup>⑬</sup>。それだけに陰興が光武帝の時信任をかちえたのは黄門侍郎そのものとして誠心誠意勤仕したことによるもので、そうした点を重視するとその際外戚のもつ意味合いはさして濃くないとされよう。

光武帝の次の明帝もまた極力外戚の官界進出を抑えるという光武帝の方針を踏襲している。従つて、外戚が官界で重用され、その一環として黄門侍郎に大量就官するという現象は第三代章帝の頃に始まり、次の和帝の頃に顕著となつた。後漢書列伝第十三竇憲伝に、

(竇) 憲。字伯度。父勲被誅、憲少孤。建初二年(三七)、女弟立爲皇后。拜憲爲郎。稍遷侍中・虎賁中郎將。弟篤、爲黄門侍郎。兄弟親幸、並侍宮省。賞賜累積、寵貴日盛。自王・主及陰・馬諸家、莫不畏懼。

とある。右は章帝期から和帝期にかけてのことであると思われるが、後漢代外戚として初めて権をふるつた竇氏にあつて、竇憲が侍中・虎賁中郎將となり、弟篤が黄門侍郎となることによつて「兄弟親幸、並侍宮省」とあるような皇帝との親近性を強くもつたことがわかる。さらに後漢書列伝第二十二陰識伝に、

(陰) 躬(識の子) 弟子綱女爲和帝皇后。封綱吳房侯、位特進。三子軼・輔・敞皆黄門侍郎。

漢代における「黄門」の官をめぐる

とあり、また同書列伝第六鄧騭伝に、

（鄧）騭。字昭伯。少辟大将军竇憲府。及女弟爲貴人、騭兄弟皆除郎中。及貴人立、是爲和熹皇后。騭三遷虎賁中郎將。京・悝・弘・閭（騭の兄弟）皆黄門侍郎。

とあり、和帝期外戚陰氏及び鄧氏の人々がほぼ同時期に黄門侍郎に就官したことを伝えている。また順帝から桓帝の頃にかけて大きな権力をふるった外戚梁商・冀父子についても、「少以外戚拜郎中、遷黄門侍郎。」（梁商伝）、「初爲黄門侍郎。」（梁冀伝）と記されているように、外戚として登場してくるにあたって、まず黄門侍郎に就官したのがわかる。以上あげた事例は、後漢書等に検索される外戚の黄門侍郎就官例のごく一部分であり、現実にはこの時期かなりの数の外戚が黄門侍郎に就官していたと考えられる。もともと外戚は皇帝と血縁的な私的関係をもつ。一方黄門侍郎は皇帝の支配を内から支えるものである。それだけに両者が結びつき外戚の黄門侍郎就官が盛んとなったにしても別に不思議はない。こうした点を考えると外戚が政治的に大きな「力」を握るようになった際、それに比例して外戚の黄門侍郎就官が増加したという事実はある程度不可避免的に生じたといえよう。因に東觀漢記卷八鄧閭伝に、外戚鄧氏の一人鄧閭について、

鄧閭。字季昭。遷黄門侍郎。于時国家每有災異水旱。

閭側身暴露、憂懼憔悴、形干顔色。公卿以下咸高尚焉。漢興以来爲外戚儀表。鄧太后報閭曰、長歸冥冥、往而不反。閭出則陪乘、入侍左右。忠言善謀、先納聖善匡輔之言、朝夕獻納。雖内得于上、身在親近、不敢自恃。兢兢之心、彌以篤固也。

とある。これは和帝の時のことであるが、皇帝の支配を内から支える黄門侍郎の職分が外戚のそれへの就官によつてよく發揮された一例とされよう。

次に、外戚の黄門侍郎が現実の政治の場において如何なる機能を果たしていたのかという点であるが、それを具体的に示す史料は数少ない。いま後漢書列伝第三十三朱穆伝の記事を手掛りにしてそれを考えてみよう。朱穆伝に、尚書朱穆が桓帝の宦官寵用を批判する上言をした際のこととして、

後（朱）穆因進見、口復陳曰、臣聞、漢家舊典、置侍中・中常侍各一人、省尚書事。黄門侍郎一人、伝発書奏。皆用姓族。

とある。右に「漢家舊典」として侍中・中常侍による「省尚書事（李賢注に「省、覽也」とある）」のことと黄門侍郎による「伝発書奏（李賢注に「伝、通也」とある）」のことが出ており、それらの諸官に姓族が用いられたとしているが、侍中・中常侍による「省尚書事」は（後漢和帝期

の) 外戚竇氏の侍中・中常侍就官による(皇太后の臨朝称制を背景とした)あくまで一時的な現象であった。(別稿で論じたように、右の「漢家舊典」は文字自体から受けとられるような制度的なものではなく、朱穆が宦官の専横を抑える手段として述べた、一時的現象を旧典として「強調」したものである。)一方、「伝発書奏」の場合、太平御覽卷二百二十一職官部十九に引く漢官儀に、

尚書郎、奏事明光殿。省中皆胡粉塗壁、其辺以丹漆地。故曰丹墀。尚書郎含鷄舌香、伏其下、奏事。黃門侍郎、對揖跪受。

とある。この記事はそこに見える尚書郎のあり方から考えて、尚書が政務担当機関化の傾向を一段と強めつつあった後漢中期頃のことであるとされる。それだけに先の朱穆伝の示す時期を含んでいる。従って黄門侍郎による「伝発書奏」ということの具体相のひとつ、特に「伝」については、右の漢官儀の記事が示しているように尚書郎の奏書を省中において取りつぐといったものであったと考えてよからう。ただし「省尚書事」が一時的なことであつたのと同様にこの取りつぎといったこともまた一時的なものであつた可能性が大きい。(以下そうした観点に立つて論を進める。)なお右の漢官儀には、黄門侍郎が尚書郎から受けた奏事をどこに取りつぐのかといった点については記載がない。しか

漢代における「黄門」の官をめぐる

し先の朱穆伝の記事を合わせ考えると、自ら「省尚書事」という職分をもつた侍中あるいは中常侍に取りついだということが察せられよう。「伝発」の「発」については後考をまつこととする。

以上要するに、後漢中期外戚(具体的には竇氏)は侍中、中常侍、黄門侍郎といった官に就き、皇帝の秘書官的機能(上奏文の内容の検討及び拒絶を含む形でその取りつぎ)を完全に掌握することによって大きな政治的「力」をふるつたわけである。しかしそこでの黄門侍郎の職分は、侍中・中常侍のそれと同様に制度的なものではなく、あくまで外戚がらみの一時的な現象であつたと見るべきである。いままで述べてきたところから、外戚の政治的進出という状況を背景にしたものではあつても、後漢中期頃黄門侍郎が政治構造的に重要な地位にあつたことが窺われよう。しかしながら、こうした黄門侍郎の要官化を生ぜしめた外戚の多数就官は、他方において外戚の専横に不満をもつた皇帝が宦官を登用して外戚を誅滅し、その秘書官的機能を宦官に付与するといった、後漢中期以降における宦官の政治的進出の契機を生ぜしめることとなった。こうした点に次節で論ずることにし、以下黄門侍郎がその要官化するのにつれて、それと矛盾するものとして現われてきた現象について若干述べることにする。それは皇帝の側から見た黄

漢代における「黄門」の官をめぐる

門侍郎の存在価値の低下を窺わしめるものである。後漢書卷十下皇后紀安思閭皇后の条に、

建光元年（一二二）、鄧太后崩、（安）帝始親政事。

（閭）顕及弟景・耀・晏（閭皇后の兄弟）並爲卿校、

典禁兵。延光元年（一二三）、更封顕長社侯。食邑萬

三千五百戸。追尊后母宗爲榮陽君。顕・景諸子年皆童

髻（大戴礼曰、男八歳而髻、女七歳而髻。）、並爲黄門

侍郎。

とある。最後の（ ）内は李賢注である。閭顕及び閭景の諸子の延光元年の頃の年齢は十歳前後であつたと見てよからう。つまり右の外戚閭氏の諸子は十歳前後の幼少の身をもつて黄門侍郎に就いたのである。これは外戚が幼年をもつて黄門侍郎に就官した事例であるが、他に幼年あるいは若年をもつた就官した事例が数多く見られる<sup>18</sup>。それだけに、黄門侍郎への外戚就官者の低年齢化という傾向はある程度一般的なのであつたと見ることができる。こうした傾向は、黄門侍郎の要官化を生ぜしめた外戚のそれへの多数就官という状況から派生的に生じてきたものであろうが、しかしそれを皇帝の側から見た場合、黄門侍郎の存在価値の低下（黄門侍郎の基本的性格の稀薄化）ということの意味するといえる。つまり、黄門侍郎は基本的に皇帝の側近にあつてその諮問に応える顧問対応的な機能を担うもので

あり、それだけに皇帝にその能力資質を認められた人物が登用されるものである。しかしながら、右のような「童髻」黄門侍郎に皇帝が黄門侍郎の本来の機能を期待することはほとんど無理であつた。従つて、黄門侍郎への外戚就官者の低年齢化という傾向が続く限り、皇帝が黄門侍郎に期待した、顧問対応という職分をもつて皇帝の支配力を支えるといった性格の弱化、あるいは喪失といった結果を招くといえよう。ただし、こうしたことはあくまで外戚がらみの一時的な現象であり、巨視的に見れば黄門侍郎それ自体の基本的性格はこれ以降も引き続いて存在し、そうした流れのなかに後漢末における黄門侍郎への秘書官的機能（Ⅱ「省尚書（奏）事」権）の（制度的な形で）付与があつたと考えるべきであらう。

### 三 秘書官としての宦官小黄門

本節では外戚の黄門侍郎への多数就官の否定的方向において現われてきた、宦官小黄門の秘書官的機能を考察し、併せて宦官中常侍のもつ秘書官的機能について論ずる。

筆者は別稿において、後漢中期頃の外戚の政治的進出とそれをめぐる状況を考察し、前漢末成帝期以降独自の組織としての性格を強めつつあつた尚書は、（後漢中期頃）外戚竇氏が侍中（あるいは中常侍——これは当然士人中常侍

—)として秘書官的機能を掌握したことを契機として国政担当機能化の傾向を一段と強めた。そこでは尚書の(旧来の)秘書官の性格は自ら失われた。皇帝(具体的には和帝)はそうした状況に対処して、新たに宦官を秘書官として登用し、外戚の専横を抑えようとした。従って侍中はその秘書官的職分を一旦宦官(中常侍)に奪われるが、その後も皇帝の重要な側近官として機能し続け、後漢末宦官が誅滅されるとふたたび秘書官的職分を(ある程度制度的な形で)付与されるに至った、といったことを論じた<sup>9)</sup>。こうした政治構造的な変化は、外戚竇氏の専横のもとで(外戚が多数就官した形で)黄門侍郎が侍中あるいは中常侍と並んで秘書官的な役割を担っていただけに、当然黄門侍郎のうえにも何らかの影響のあることが予想される。

ところで、前節に引いた後漢書朱穆伝に、「漢家舊典」として侍中・中常侍が「省尚書事」し、また黄門侍郎が「伝発書奏」する、とあったのに続いて、

自和熹太后以女主稱制、不接公卿。乃以閹人爲常侍、小黄門通命兩宮。自此以来、權傾人主、窮困天下。

とある。これをその前半部分と合わせ考えると、「漢家舊典」として侍中・中常侍各一人が「省尚書事」し、黄門侍郎一人が「伝発書奏」していたが、和熹鄧太后が臨朝称制して以来、宦官をもって(中)常侍とし(て「省尚書事」

せしめ)、小黄門が「通命兩宮」ずるようになり、それにより宦官の権は人主を傾け、天下(の民)を窮困せしめるようになった、ということになる。右で朱穆は、(宦官)中常侍及び小黄門の秘書官的地位への進出が、鄧太后が臨朝称制した際、公卿(具体的には侍中・士人中常侍・黄門侍郎ということになる)と直接接しなくなったことを契機とするとしている。(鄧太后の臨朝称制は、和帝が崩じ、殇帝が即位したところに出現したものである。)しかし、政治構造的には、先に述べたように外戚竇氏による(侍中・中常侍としての)秘書官的機能の掌握と、それに対する和帝の新たな秘書官としての宦官の登用といったことがあったわけである<sup>10)</sup>。

さて、後漢書百官志三に、黄門侍郎及び小黄門についてそれぞれ、

黄門侍郎。六百石。本注曰、無員。掌侍從左右、給事(於)中、關通中外。及諸王朝見於殿上、引王就坐。

とあり、

小黄門。六百石。(本注曰)、宦者。無員。掌侍左右、受尚書事。上在内宮、關通中外、及中宮已下衆事。諸公主及王太妃等有疾苦、則使問之。

とある。(百官志の黄門侍郎の「及諸王朝見於殿上」以下の部分、及び小黄門の「及中宮已下衆事」以下の部分は、

両者の秘書官的機能とは直接結びつかないと思われるので比較対象外とする。) 右の両者についての記載を比較してみると、「侍(從) 左右」及び「關通中外」が共通して見える。この「關通中外」という職分は、その言葉の意味からいえば先の朱穆伝に見える黄門侍郎の「伝発書奏」と小黄門の「通命兩宮」とをそれぞれ含んでいるようである。しかしながら、そうした(両者に共通して見える)「關通中外」という職分を超える形で両者の(政治構造的な)相違を決定的なものとしているのが、小黄門についてのみ記載がある「受尚書事」という職分である。これについては、次のように考えるべきであろう。「受尚書事」とは、尚書の(奏)事を受く、ということであると思われるが、そうであるとすれば前節で考察したように黄門侍郎もそうした役割を担っていた。しかし黄門侍郎のそれは、あくまで和帝期頃の外戚竇氏の専横のもとでの一時的な現象であり、黄門侍郎それ自体に付与された制度的な形によるものではなかった。一方小黄門は、外戚竇氏の手によって掌握されていた秘書官的機能を皇帝の側に回復するという和帝のねらいによって(宦官中常侍とともに)秘書官として登用されたわけである。それだけに黄門侍郎の「受尚書事」という一時的な秘書官的職分はのち和帝によって否定され、一方小黄門の「受尚書事」は制度的なものとして現われた。

右の百官志の記述はそうしたところをふまえたものである。

さて、以上のような形で小黄門に付与された(「受尚書事」という職分を含む)秘書官的機能の、現実の政治の場におけるあり方であるが、それを直接的に示す史料は非常に少ない。従ってここではそうした機能を間接的な形で示していると思われる記事を取りあげて検討する。後漢書列伝第四十七李雲伝に、桓帝の時白馬令李雲が行なった帝の宦官寵用を批判する上奏が桓帝の怒りをかい、それによって李雲は黄門北寺獄に下され、中常侍管霸及び御史・廷尉による取調べを受けた(この黄門北寺獄での刑獄については次節で考察する)が、その後のこととして、

時、帝在濯龍池。管霸奏雲等事。(中略)(桓帝)顧使小黄門可其奏。

とある。これは李雲についての取調べの結果を中常侍管霸が「奏」した(この点については後の中常侍の機能を論ずる部分でふれる)が、桓帝は小黄門をしてその奏を「可」とせしめた、というものである。周知のように、上奏文はそれが皇帝の裁可を受けると詔となつて官界に下達される。つまり右は、桓帝が管霸の上奏を裁可し(上奏文に「可」と署し)た後、小黄門に命じてその裁可した上奏を詔として機能させるための手続き(の全部乃至重要部分)を執行させた、ということを示しているのではなからうか。その

場合の手續きには一般的に考えて、裁可を受けた上奏文を詔書とするための書式作成作業及びそれを下達させるためのしかるべき官への伝達といったことがあったとされよう。それは小黄門が上奏文の皇帝への直接的取りつき、時にはその代読等をすることを否定するものではない。右は小黄門が皇帝の秘書官として重要な職分を担っていたのを察せしめよう。ただし先の「受尚書事」という職分の具体相を示す史料は、管見の限りでは検索しえない。それについては、「尚書の（奏）事を受ける」という職分があまりにも日常的なものであったためかえて史書に記されなかったということも一応想像できる。なお、後漢書列伝第二十、四梁冀伝に、

（桓）帝既不平之（外戚梁氏の専横を指す）。延熹元年（一五八）、太史令陳授因小黄門徐璜、陳災異曰食之變、咎在大將軍（＝梁冀）。（後略）

とある。これも小黄門の「受尚書事」を直接的に示すものではない。しかし太史令がその職分にもついた上言を行なうにあたって小黄門がそれを介したということは、（小黄門が先のような秘書官的地位にあったことを考え合わせると）小黄門の「受尚書事」という職分が実際に機能していたことを裏から察せしめるところがあるのではなからうか。

漢代における「黄門」の官をめぐる

ここで、先の李雲伝の記事に関連して、宦官が政治的に大きな「力」をもっていた時期（後漢中期以降）、皇帝の重要な秘書官であった中常侍の職分を若干考えておく。李雲伝によると、黄門北寺獄に下された李雲の取調べの結果を中常侍管霸が「奏」したとなっている。この点について、後漢紀卷二十一桓帝紀上にはより詳しく、

廷尉奏、雲不遜、欲獲抗直之名、（杜）衆遠爲邀訴（杜衆は李雲を弁護する上奏を行なつたことにより同じく獄に下された。）。皆大逆不道。請論如律。霸入奏也。

とある。右に見える管霸が行なった「入奏」とは、廷尉の上奏を宮中であつて皇帝に取りつくだということであろう。つまり、李雲伝に「管霸奏雲等事」とあったのは、具体的には廷尉が李雲の罪状を上奏し、その上奏文を中常侍管霸が宮中であつて皇帝に取りつくだ、ということであつたわけである。ただし、それは単なる上奏文の取りつきといったことには止まらない。李雲伝に、管霸が廷尉の上奏を皇帝に取りつくだことに続いて、

霸詭言曰、李雲野澤愚儒。杜衆郡中小吏、出於狂憲。

不足加罪。帝謂霸曰、帝欲不諱、是何等語。而常侍欲原之邪。

とあり、管霸は皇帝に上奏文を取りつぐとともにその内容について自己の意見を陳べている。右にあつては管霸の意

漢代における「黃門」の官をめぐる

見は採られなかった。しかしそれにしても右のことから、中常侍は単に上奏文を皇帝に取りつぐだけではなく、その際にその上奏の内容に関する自己の意見を直接皇帝に申し上げることができたということが考えられる。上奏内容に関する中常侍の直接的な意見の申し上げは、皇帝の命により行なわれることもあった。東觀漢記卷三靈帝紀建寧二年（一六九）の条に、

故太僕杜密・故長樂少府李膺各爲鉤党。尚書白（二）は、皇帝に申し上げる、  
という意味であろう。（下本州考治。時上年十三。問諸（中）

常侍曰、何鉤党。諸常侍對曰、鉤党人、即党人也。

（靈帝）即可其奏。

とあるのはそのことを示している。こうしたことは宦官が国策決定の過程に大きく関与し、そこに自己の政治的利害を反映する重要な手段のひとつとなりえたであろう。

以上のように、外戚の専横を抑えるという皇帝の（主体的な）意志によって、外戚専横のもとで黃門侍郎が担っていた秘書官的職分、特に尚書の奏事を禁中にあつて取りつぐ、といったことは、改めて宦官小黃門にある程度制度的な「受尚書事」という形で付与された。そこでの小黃門は、皇帝が裁可した上奏文を詔として機能させるための手続き（の全部乃至重要部分）の執行といったことをなしていた。また小黃門と同様な史的意味合いをもって登用された中常

侍も、官界からの上奏文の皇帝への取りつぎ及びそれと大きく関連した形での上奏内容に関する直接的な意見の申し上げといったことを行なったのである。

#### 四 黃門北寺獄

文献通考卷五十七職官十一内侍省に、

漢自桓・靈以來、有黃門北寺獄。是宦者得以專刑也。

故窮捕鉤党、勦戮名士、皆黃門北寺獄之所爲也。

とあり、後漢後期桓帝及び靈帝の頃、黃門北寺という獄があり、宦官による反宦官派弾圧に大きな威力を発揮したということが示されている。本節ではそうした黃門北寺獄について、刑獄の性格及びそこで宦官が果たした役割を前節での考察結果との関連において論ずる。

漢代には「詔獄」という皇帝の勅命によってなされる刑獄があつた。これは容疑者の逮捕・収繫・鞠獄・断罪という一連の行為が、皇帝の勅命により、しかも制度的な形でなされる刑獄形態である。こうした「詔獄」は、前漢文帝期に出現し、武帝期に勅命刑獄制度Ⅱ詔獄制として組織的機能的に一層整備強化され、その機能を大いに發揮した。こうしたことの背景には、人と人とのつながりといったものを基軸とした旧来の支配のあり方を克服し、皇帝による支配を刑獄の面で組織化し運営するというねらいがあつた

わけであるが、それは詔獄制の確立によってほぼ達成された。しかし武帝の死後、そうした「詔獄」の機能を弱化しようとする動きが現われてきた。そのひとつは、武帝の死後における内朝の出現という政治構造の変化をふまえた霍光をはじめとする内朝官の動きであった。他のひとつは、後漢中期以降における宦官の活動の一環としての黄門北寺獄の存在である。筆者は別稿において以上のようなことを論じたが、そこでは紙数の関係から「詔獄」機能を弱化する動きの前者についてのみ考察し、後者についてはその存在を指摘するに止めた。本節はそれを取り上げるわけである。さて、後漢書列伝第四十陳慙王寵伝に、

熹平二年（一七三）、國相師遷追奏前相魏愔與（陳慙王）寵共祭天神希幸非冀、罪至不道。有司奏遣使者案驗。是時新誅勃海王惲。靈帝不忍復加法。詔檻車伝送愔・遷詣（黄門）北寺詔獄、使中常侍王輔與尚書令・侍御史雜考。愔辭與王共祭黄老君、求長生福而已。無他冀幸。輔等奏愔職在匡正、而所爲不端。遷誣告其王、罔以不道。皆誅死。有詔赦寵不案。

とある。これは後漢末靈帝の時のことである。右の「（黄門）北寺詔獄」の場合、容疑者の逮捕・収繫が皇帝の「詔」によって行なわれていること、また取調べの結果が皇帝に上奏されていることは、それが勅命刑獄Ⅱ「詔獄」

漢代における「黄門」の官をめぐって

と同質的な形態を大きくもつものであるのを示している。ただし右では、詔獄制における刑獄官廷尉が関与しておらず（詔獄制においては、「詔獄」を命ずる「詔」が下されると、廷尉が容疑者を逮捕し獄舎である中都官詔獄に収繫して鞠獄を行ない、その結果を皇帝に上奏して判決を請う、という形態がとられた）、代わって宦官（中常侍）がそこで中心的な役割を担っている。なお、後漢書列伝第四十五勃海王惲伝の李賢注に、

（黄門）北寺。獄名。屬黄門署。

とあり、李賢は黄門北寺獄を宦官の牙城少府黄門署に設置されたものとし、また資治通鑑卷五十五漢紀四十七桓帝延熹九年（一六六）の条の胡三省注には、

時宦官專權、置黄門北寺獄。自武帝以來、中都官詔獄所未有也。

とあって、胡三省は光武帝が全廃した中都官詔獄の復置といったものではなく、宦官の政治的進出にともない新設されたものとしているが、ともに妥当な見解としてよからう。つまり、黄門北寺獄における刑獄は、詔獄制のもとの「詔獄」と同様な勅命刑獄としての外形をもつが、現実的には宦官の政治的利益を強く反映させうるものであったわけである。

こうした黄門北寺獄において宦官の果たした役割であるが、

先の陳慙王寵伝に見えるところでは、中常侍・尚書令・侍御史が「雜考」したとある。この三者の關係については、「使中常侍王酺與尚書令、侍御史雜考（中常侍王酺をして尚書令・侍御史とともに雜考せしむ、と解すべきであろう）」と記され、さらに取調べの結果の上奏について「（王）酺等奏」と記されているのから考えて、中常侍王酺が皇帝の命を受け尚書令・侍御史に対してある程度主導的な立場に立って「雜考」を行なったと見るべきであろう。因に前節で取りあげた李雲伝には、李雲が黄門北寺獄に下されたことについて、

帝得奏、震怒。下有司逮雲、詔尚書都護劾送黄門北寺獄、使中常侍管霸與御史・廷尉雜考之。（下略）

とあり、さらに先に引いたように「時帝在濯龍池。管霸奏雲等事」とある。つまり李雲に対する黄門北寺獄での刑獄についても、「（「雜考」の官は違うが）やはり「使中常侍管霸與御史・廷尉雜考之」とあるように中常侍が御史・廷尉を主導して「雜考」にあたっている。また「管霸奏雲等事」の部分については、前節で述べたような実態があったわけであるが、何れにしても廷尉が独自に上奏したとは考えられず、中常侍管霸を統轄責任者とした形で上奏が行なわれ、それを管霸が直接皇帝に取りついでと考えるべきであろう。こうしたことは先の陳慙王寵伝での師遷・魏惜に

対する刑獄にあっても想定できる。要するに、黄門北寺獄における刑獄については、他官との「雜考」はあっても皇帝の命を受けた宦官中常侍が主導的な立場で取調べを行ない、取調べの結果の上奏もその中常侍が直接皇帝へ取りつぐといったように、宦官中常侍が統轄責任者的な立場に立ってなされたと考えられるのである。なお、中常侍が上奏を皇帝に取りつぐ際、その内容について意見を陳べたと考えられるのは前節でも見た通りである。本節の冒頭に引いた文献通考に「是宦者得以專刑也。」とあったのは、以上のような実態を示すものであったと見て大過なからう。さて、黄門北寺獄での刑獄は以上のような実態をもっていたわけであるが、そうしたことを念頭において次の記事を検討してみよう。後漢書列伝第五十七李膺伝に、桓帝の延熹九年（一六六）頃のこととして、

是時、朝廷日亂、綱紀頽弛。（司隸校尉李）膺獨持風裁、以聲名自高。士有被其容接者、名爲登龍門。及遭黨事當考實膺等。案經三府、太尉陳蕃却之、曰、今所考案、皆海內人譽、憂國忠公之臣。此等猶將十世有也。豈有罪名不章而致收掠者乎。不肯平署。帝愈怒、遂下膺等於黄門北寺獄。膺等頗引宦官子弟。宦官多懼、請帝以天時宜赦。於是大赦天下。膺免歸鄉里。

とある。周知の通り、後漢後期の宦官派と反宦官派との間

の緊張状態は、桓帝及び次の靈帝の時にいわゆる党錮事件として表面化した。<sup>22</sup> 右は第一次党錮事件における反宦官派の代表的人物であつた李膺らの逮捕・収繫の際の状況を伝えるものであるが、ここで重要なのは、太尉陳蕃が三府（太尉、司徒、司空各府）に回送された案（恐らくこの際の案は李膺ら党人派の罪状を記した起訴状的なものである）への平署を拒否し、それに激怒した桓帝が李膺らを黄門北寺獄に収繫したということである。この案が右の処罰形態のなかで如何なる意味をもっていたのかははっきりしないが、少なくとも陳蕃の行動は太尉という公的な立場での処罰反対の意志表明であつたと見ることができよう。つまり右に見える黄門北寺獄での刑獄は、そうした官僚側からの反対があつたにもかかわらず、桓帝の強い意志によつて機能したのである。それは一見皇帝の支配権力が強かつたのを物語っているかのようなものである。しかし、結論的にいうと、そうした形の支配権力は詔獄制に示されるような組織化された支配権力というよりも、むしろその前段階の皇帝の個人的意志が国家意志となつた形での（未成熟な）支配権力であつたと見るべきであらう。つまり、黄門北寺獄での刑獄はあくまで皇帝の私的な刑獄といった性格の強いものであり、それ故に宦官がそこに自己の政治的利益を反映させ、さらにはそれを私物化できたのである。

漢代における「黄門」の官をめぐる

因に、後漢書列伝第四十七劉陶伝に、諫議大夫劉陶が靈帝期の政治の衰乱がすべて宦官の専横に起因するものであるとの上奏を行なつた後のこととして、

宦官事急。共讒（劉）陶曰、前張角事発、詔書示以威恩、自此以來、各々改悔。今者四方安靜。而陶疾害聖政、專言妖孽。州郡不上。陶何縁知。疑陶與賊通情。於是收陶、下黄門北寺獄、掠按日急。（中略）遂閉氣而死。天下莫不痛之。

とあるが、これは黄門北寺獄での刑獄がまさしく宦官の政治的利益によりほとんど私物化された形で機能していたのを如実に示している。こうした黄門北寺獄での刑獄は、靈帝の死後宦官が誅滅されるまで大いに機能するが、一方それに対する反宦官派の猛烈な反発も強まり、それが一因となつて漢朝末期の政治状況は一層混迷の度合いを強めていくこととなつたのである。

## むすび

史料が乏しいこともあつて推論をまじえざるをえなかつたが、本稿で筆者が論じようとしたことの要点はほぼ次の通りである。

(一) 前漢武帝期以降に出現した郎官による宮中諸署（黄門署あるいは尚書署など）への給事という形態は、後漢に

入ると黄門侍郎あるいは尚書侍郎などという実職として現われてくる。こうしたことは武帝期以降における官僚機構の組織的機能的整備強化という動きの一環をなすものである。ただしそのなかにあっても、尚書侍郎がいれば機構そのもののなかにあつてそうした機構の整備強化に直接的に作用するのに対し、黄門侍郎は皇帝がその支配意志を確立し、それを機構に決定的なものとして投入するにあたり、皇帝のその機能發揮を内から支えるものとして作用するという大きな違いがあつた。こうした両者の相違は、後漢末以降黄門侍郎（及び侍中ら）が「省尚書（奏）事」権を付与された皇帝の秘書官として、尚書が行なう国策の發議・立案に関する上奏を「検討」するという形でつまつてくる。

(二) 後漢代和帝の頃から外戚の政治的進出が強まつてくるが、そこでは皇帝と血縁的な私的関係をもちつ外戚と、皇帝の支配を内から支えるものである黄門侍郎とが結びつき、外戚の黄門侍郎多数就官という現象が現われた。こうした状況のもとで、黄門侍郎はあくまで外戚がらみの一時的なものであるが、「尚書奏事」の皇帝への取りつぎといった職分をもつに至り、やはり一時的なものとして「省尚書事」という職分をもった侍中・士人中常侍と並んで秘書官的機能の一翼を担う要官となった。しかし一方で外戚の黄

門侍郎多数就官という傾向から派生した外戚就官者の低年齢化ということにより、皇帝の側から見た重要な側近官としての存在価値の低下といった問題も生じてきた。

(三) 外戚の専横を抑えるという皇帝（具体的には和帝）の主體的な意志によつて、側近の宦官が宦官小黄門及び宦官中常侍として大きく浮び上つてきた。ここでは、黄門侍郎はのちのちまで秘書官としての機能をもち続けるが、その中でも重要な「受尚書事」という機能の萌芽的なものは、宦官小黄門にある程度制度的な形で付与された。また宦官中常侍も、官界からの上奏文の皇帝への取りつぎ及びそれと関連して上奏内容に関する直接的な意見の申し上げといったことを行なつた。

(四) 後漢末桓帝及び靈帝の頃存在した黄門北寺獄での刑獄は、皇帝の勅命による刑獄Ⅱ「詔獄」と形態的には同質的な面をもっていたが、本質的には皇帝の個人的（Ⅱ「家産」的）な刑獄といった性格の強いものであつた。それだけに現実的には宦官が自己の政治的利害によつてそれを左右し、さらには私物化していったのである。

## 註

(1) 拙稿「後漢時代の尚書・侍中・宦官について——支配権力の質的变化と関連して——」（東方学第六十四輯、一

九八二)。なお、本稿で用いる「秘書官」及び「側近官」という言葉の使い分けについても右で定義した。

参照されたい。

(2) 文献通考卷五十職官四門下省の門下侍郎についての記載のなかに、「凡禁門黃闥、故号黃門。」とある。

(3) 後漢代、宦官を示す史料用語に「黃門常侍」というものがあるが、これは本稿第三節でも取りあげる（宦官が専ら任じられる）中常侍と小黄門（及び中黃門・黃門令）とを連称し、それによって（官界における）宦官を表現したものであろう。

(4) 宮崎市定氏『九品官人法の研究—科挙前史—』（同朋舎、一九五六）等参照。

(5) 大唐六典卷八門下省に、

晋職官志云、黃門侍郎。秦官也。無常員。掌侍從左右。漢因之。秩六百石。（中略）初秦又有給事黃門之職。漢因之。至後漢并二官曰給事黃門侍郎。掌侍左右、關通中外。

とある。

(6) 嚴耕望氏「秦漢郎史制度考」（國立中央研究院歷史語言研究所集刊二十三本、一九五一）。

(7) 增淵龍夫氏「戦国官僚制の一性格」（『中国古代の社会と国家』弘文堂、一九五五所収）。

漢代における「黃門」の官をめぐる

(8) 拙稿「前漢武帝期以降における政治構造の一考察—いわゆる内朝の理解をめぐる—」（九州大学東洋史論集九、一九八一）、前掲拙稿「後漢時代の尚書・侍中・宦官について」、拙稿「漢代における『詔獄』の展開」（古代文化第三十五卷第九号、一九八三）。

(9) 前掲拙稿「前漢武帝期以降における政治構造の一考察」及び同「後漢時代の尚書・侍中・宦官について」参照。

(10) 後漢書百官志三尚書の項参照。

(11) 内朝官についての詳細な研究としては、勞幹氏「論漢代的内朝与外朝」（國立中央研究院歷史語言研究所集刊十三本、一九四八）がある。また前掲拙稿「前漢武帝期以降における政治構造の一考察」では内朝の意義といったことを論じた。

(12) 後漢書卷九獻帝紀中平六年（一八九）九月の条に、初令侍中・給事黃門侍郎員各六人。

とあり、同書百官志三黃門侍郎の注に、  
獻帝起居注曰、帝初即位、初置侍中、給事黃門侍郎、員各六人。出入禁中、近侍帷幄、省尚書事。

とある。

(13) 東觀漢記卷二に、

初世祖閱傷前世權臣太盛、外戚預政、上濁明主、下

漢代における「黄門」の官をめぐる

危臣子。漢家中興、惟宣帝取法。至于建武、朝無權臣外戚。

とある。

(14)後漢書卷二明帝紀に、

(明)帝遵奉建武制度、無敢違者。とある。

(15)後漢代における外戚の政治的進出は、章帝の頃より始まるが、その原因について東晋治氏は「後漢初における皇帝支配と外戚・諸王」(名古屋大学東洋史研究報告三、一九七五)において、光武帝・明帝の支配理念を法治主義的皇帝一元支配、章帝のそれを徳治的皇帝一元支配と規定したうえで「徳治的皇帝一元支配への志向にもかかわらず、章帝が『親親主義』によって外戚に対する寛和政策を採った点にやはり求められるであろう」と述べられている。筆者はこの点について章帝期頃における政治構造上の変化を想定しており、別に考察するつもりである。

(16)外戚の黄門侍郎就官の事例としては他に、章帝期の馬鉅、陰慶、和帝期から安帝期にかけての馮世、馮肅、鄧氏の諸子等のものが後漢書等に確認できる。

(17)皇太后による臨朝称制というものについては、谷口やすよ氏「漢代の『太后臨朝』」(歴史評論三百五十九、

一九八〇)参照。

(18)後漢書卷十上郭皇后の条に、

帝善(郭)況小心謹慎、年始十六、拜黄門侍郎。

とあり、また同書列伝十四馬防伝に、

(建初)六年正月、以(馬)鉅(防の子)當冠、特拜爲黄門侍郎。

とある。

(19)私見によると、和帝永元四年(九二)の外戚竇氏誅滅前後頃より秘書官的地位へ登用され始めた宦官中常侍及び宦官小黄門は、鄧太后の臨朝称制が行なわれた和帝の死(一〇五)後にはすでにその秘書官的地位をある程度確固たるものとしていた。それだけにそれから五十年ほど後の桓帝期の人朱穆が、宦官中常侍及び宦官小黄門の秘書官的機能の掌握を鄧太后の臨朝称制と結びつけて理解したとしても無理はなからう。

(20)この点については、大庭脩氏「漢代制詔の形態」(『秦漢法制史の研究』創文社、一九八二所収)等参照。

(21)前掲拙稿「漢代における『詔獄』の展開」参照。

(22)党錮事件を扱った論考としては、増淵龍夫氏「後漢党錮事件の史評について」(『一橋論叢』四四一六、一九六〇)、多田狷介氏「後漢後期の政局をめぐる――外戚・宦官・清流士人――」(『史学研究』(東京教育大学文

学部紀要》七十六、一九七〇）等がある。

(23) 黄門北寺獄での刑獄の濫用の事例は、後漢書列伝第五十六陳蕃伝、あるいは同書列伝第五十七党錮列伝等に類見される。

漢代における「黄門」の官をめぐって